

社会福祉法人北摂信愛園法人理念

- 「信じる心」「愛する心」を大切にし、
信愛園にかかわるすべての人々の『幸せ』を目指します。
- とよのの豊かな自然の中で、安心安全な生活を目指します。
 - 一人ひとりの力を信じ、それぞれの自いける立を目指します。
 - 一人ひとりの価値観や生き方人権を尊重します。

令和7年度（2025年度）

基本方針・事業計画

社会福祉法人北摂信愛園

（1）基本方針

一. 人権の尊重

全ての人の基本的人権尊重のもと、ご利用者の有する能力や個性、特性に応じた適切な支援を行い、生きがいと潤いのある生活の場を提供します。

二. サービスの質の向上

権利の主体者である障害を持つ方一人ひとりの要望や可能性を支援計画に反映させ、一人ひとりに適切なサービスと自立に向けた支援を提供します。同時に質の高い支援を提供できるようにするために、職員の研修も含めスキルアップを進め支援力を高めます。

三. 住環境の整備

高齢者及び強度行動障害を持つご利用者の増加に伴い、個々のご利用者に応じた支援が難しくなってきたことに鑑み、個々の特性に合わせた施設の整備・備品、機材の充実を進めます。とりわけ感染症対策の強化とご利用者の身体機能低下に対する対応に取り組みます。

四. 地域との連携

社会福祉法人としての社会貢献の必要性に鑑み、地域貢献を進めるとともに地域との連携を図り、あらゆる機会を通じて地域との交流を深めていきます。また、障害を持った方が地域で生活していけるような環境作りに努めます。

五. 職員が働きやすい環境の整備及び有能な人材の育成

職員が働き甲斐と一体となって目標に邁進できる職場環境づくりに努めるとともに、研修等への参加機会を積極的に提供し、職員の資質向上及び人材の育成、並びに人員の確保に努めます。

(2) 重点目標

一. 理事会・評議員会の活性化

平成29年度より施行された社会福祉法の改正・法人改革の趣旨を十分に理解し、理事会及び評議員会にあっては、其々の役割に応じて、法人を運営・執行・チェックする機能を高めるべく、事業所の運営全般に積極的にかかわり、事業所への指導も含め、経営全般やコンプライアンスに反する事案が起きないように深く関与を引き続き強めていきます。

二. 住環境の整備

現本館に移転後、22年が経ち、ご利用者はそれに伴い高齢化すると同時に、新たに入所されたご利用者は強度行動障害の方が多く、ご利用者の障害状況が変化してきており、高齢者の健康や機能維持、ご利用者全体の支援及び安全性確保が難しい状況になってきています。

このことを踏まえ、ご利用者の特性に合わせた体力増強器具、建物改修や物品の配置等を行っていきます。

また、館内外の美化活動をご利用者の個別支援と併せて取り組む清掃活動については、職員・ご利用者が一緒になって取り組む事で、環境美化に加えてご利用者の可能性を引き出し、その後の支援にも反映する取り組みを強化していきます。

三. 職員の確保及び質の向上

過去の虐待や不適切支援、事件の検証を一面的に行うのではなく、その背景をも見据えた検証を研修に位置付け、さらには、虐待防止の取り組みから「より良い支援」に向けた取り組みへと発展・強化を図ります。

一方、職員の支援力の向上やストレスの軽減が不可欠です。職員が積極的に研修を受けられるようにするとともに、事業所の研修を引き続き定期的実施し、風通しの良い職場環境への取り組みを強化していきます。

また、引き続き、職員を充足することで1.5対1（利用者対職員数）の体制を堅持出来るよう努めます。

四. ご家族との連携

平成 28 年以降、信愛園の情報発信の強化を図ると同時に、ご家族の要望を聞く体制を作り、その要望を積極的に施設の運営に反映する体制を図ってきました。平成 30 年度以降は、さらにご家族に対して改善策等の情報発信の強化を進めてきました。

一方で、ご家族への食事提供イベントが、利用者の誤嚥リスクの高まりによって変更が余儀なくなりましたが、ご家族の方々にも楽しんで頂けるイベントへと工夫してきました。なお、コロナやインフル等の感染症増加の状況にあつて、ご家族に参加いただくイベントや家族会の中止など、ご意見を頂く機会が薄れていることから、広報誌等を通じた情報の発信など、令和 7 年度も更なる工夫に努めます。

(3) 令和 7 年度事業計画

一. 指定障害者支援施設北摂信愛園

① 基本方針

- (ア) ご利用者への人権尊重の理念に基づき、ご利用者の有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう支援し、施設がご利用者にとって生きがいと潤いのある生活の場になるよう取り組んで行きます。
- (イ) 障がい者は保護や治療、訓練の対象ではなく、権利の主体者であるという認識のもとに、ご利用者やご家族の希望を重視し、個々の課題の見直しと、適切な優先課題を設定し、それに応じたサービスを提供します。
- (ウ) 障害者総合支援法に基づき、日中活動の場と生活の場を区分し、平日の日中活動をより充実させ、ご利用者個々に応じた娯楽の提供、身体機能の維持、生活能力の向上のための支援をします。土日・休日・夜間の生活の場では、住環境の改善を図り、ご利用者が安全に落ち着いた生活を営むことができるように支援します。
- (エ) 高齢化するご利用者の状況に鑑み、医療・保健機関との連携、特に医療健診にあつては、医師の訪問による検診を行なうことで、より早い疾病の発見と、ご利用者の移動負担の軽減を進めます。また、食事への配慮、老化状態の経年変化の把握等、誤嚥も含め老化防止に必要な方策の策定と生涯施設を前提に個々の状況を踏まえ、ご家族の意向と将来を見極め、対応を行います。
- (オ) 地域社会との連帯の絆を強める行事を実施し、また、地域主催の行事への積極的参加を進めます。また既存行事の見直しに伴い、余暇活動等へのボランテ

IAによる活動を促進し、地域社会の人々との交流を深め、開かれた施設とするとともに、共生社会の実現に向けて地域での理解向上に努めます。

② 重点目標

- 令和6年に2件の虐待が発生したことからも二度と虐待や不適切な支援を行わないという決意で、改めてご利用者の人権を尊重する支援を行います。
- 定期的に権利擁護委員会を実施するとともに事案に対する検証を行い、支援の現況を把握すると同時に、不適切支援を行わない。より良い支援に向けた取り組みと啓発活動を行います。
- 良い支援は称え、不適切な支援はその場で注意し、支援に疑義が生じた場合、即座に確認しあえる体制や風土の醸成を進めます。
- 支援技術の向上、キャリアアップのための研修を実施し、外部研修の受講を積極的に進めます(コロナ禍にあっては、リモート研修への参加など)。とりわけ新規採用職員には重点的に実施します。
- 関係法令や法人の諸規程、社会のルール等を守り、法令遵守を徹底しご利用者の権利擁護に努めます。
- 第三者委員会と権利擁護委員会の定期的合同開催を行い、ご利用者・ご家族からの苦情や相談機能を高め、客観的立場からの法人への助言指導の強化を図ります。

(ア) ご利用者のニーズや要望を基にご家族の意見を取り入れ、ご利用者一人ひとりに合わせた支援計画の策定によるサービスを提供します。

- 個別支援計画に基づいたモニタリングを適切に行い、ケース会議を通じて個別支援計画の見直し、ご利用者の選択制を増やし、日常的に意思決定支援に取り組み、意向を踏まえ最も有効な支援を提供します。
- 個人の興味、関心に焦点を当てた日中活動・余暇活動を提供するために日中活動そのものを常に見直し、ご利用者が楽しんで活動ができるようにします。そして日中活動を通して体幹機能の強化・維持と情緒の安定を図ることができるよう支援します。
- ご利用者一人ひとり障害の状況が異なり、全員参加で楽しめる行事が少なくなってきたことに鑑み、行事を精査し、内容によっては縮小・変更・廃止を行ってきましたが、特性に応じたイベントや個別行事、日頃の余暇活動の充実・強化を図ります。

また、農作物の栽培活動を通じて、ご利用者の育てる楽しみや可能性を引き出し、潤いのある生活の強化を進めます。

- (イ) ご利用者が安心して安全・快適に生活ができるように支援します。
- 事故が起きた時に事故報告書を提出するだけでなく、何かあった時にはヒヤリハットを提出します。また、事故報告書・ヒヤリハットを定期的に点検し、問題点の洗い出しを行い、全職員で情報を共有し、ご利用者が事故にあわないように未然防止策を講じます。
 - ご利用者の障害状況や行動特性を考慮し、設備・備品等の点検を行い、落ち着いて生活ができるように工夫します。常時介助が必要なご利用者には、洗面・排せつ・入浴等の支援を行い、快適に生活ができるように支援するとともに、日課を通して基本的な生活習慣が身に付くよう支援します。
 -
- (ウ) 保健・健康に関する支援
- 日常生活支援の中で、ご利用者自らの保健衛生意識の向上をめざし、食事前・排泄後の手洗い、手指消毒等を徹底します。
 - 毎朝の健康観察、定期的な体重測定や血圧測定を行うことにより、心身の異変の早期発見に努めます。更に、医師の訪問診療や訪問リハビリを実施することで、疾病の早期発見、早期対応、必要に応じて専門医の適切な治療を受け、機能維持など健康な生活が送れるように支援します。
 - また、痛みなどの訴えや食欲の低下、普段と異なる様子など観察力を高め、病気等が疑われる場合、継続的な様子観察を行うのではなく、積極的に医療機関の受診を行います。
 - 嘱託医と密に連絡を取り、ご利用者の健康状況を報告すると同時に、定期健康診断等を通して疾病の早期発見・早期治療をする。また、定期的なオーラルケアを行うことにより、口腔内の健康、維持増進を図ります。
 - 定期的に感染対策協議を行い、コロナウイルスをはじめ、インフルエンザや、ノロウイルス等の感染性胃腸炎が施設に持ち込まれないような予防対策を講じます。また、持ち込まれた際の対応を日頃から話し合い、早期鎮静化に向けて準備をします。(事業継続計画の策定済)
 - なお、平成28年度末に導入、令和4年度に増設したオゾン空気清浄機、オゾン水器を有効に活用し、感染症の防止はもとより機器を活用した除菌、消臭や清掃等、快適空間の創出に取り組みます。さらに、令和2年に導入した持ち運びに便利な小型オゾン燻蒸器の機能的活用と令和4年度にリース終了に伴い、旧機器と新規リース機器の活用により、一層の充実を図ります。
- (エ) 食事等に関する支援
- 給食業務委託会社との連絡調整を十分行いながら、医食同源を念頭に食事の質の向上に努め、健康の維持増進に資するとともに誤嚥や喉詰めに未

然に防ぐ対策を講じます。

- また、職員にも給食を勧め、ご利用者の食事見守りの強化及び食事のチェック機能を強化します。
- ご利用者の年齢・健康状態・障がい状況等を考慮し、食べやすい食事の提供、落ち着いて食べることができる環境を提供します。また食器、設備・備品等の買い替えも順次進めます。
- また、行事の際の食事提供、食事支援について、嚥下力の低下や喉詰めのリスクが高くなっている事から、行事食の在り方を常に見直します。

(オ) ご家族との連携

- ご家族参加の行事を通じて、ご利用者とご家族のつながりを密にすると同時に、事業所と家庭との連携を図り、ご利用者が家族の一員としての自覚を持ち、情緒が安定するよう適切な支援を行います。
- 面会日に担当支援員との懇談・全体懇談を通じてご利用者や事業所の状況を説明し、ご家族と密接な連携を図り、ご利用者の生活の質の向上を目指します。なお、感染症の状況によって、面会が中止と成っております事から、状況に応じて、随時面会等を開催していきます。

(カ) 地域社会との連携

- 地域資源の利用や地域行事への参加・ボランティアの導入を推進し、ご利用者が社会的に孤立しないような取り組みを進めると同時に、ご利用者自身によるボランティア活動を通じ、自己達成感の醸成や社会に対し開かれた事業所を目指します。さらに、絶えず地域社会との交流・連携を意識し、相互理解と共生社会の実現を目指す。

(キ) 会議

- 毎月または定期的に会議を行い、事業所の運営をスムーズに行います。なお、各種委員会に於いては、委員会の数を減らし委員会の効率化と、より機動的な委員会として、企画立案を役割とし、事業への委員以外の職員参加を促し、事業が全体化するようマネジメント機能を強化します。

- 全体会議
- 責任者会議(拡大責任者会議)
- チーフ会議
- 支援会議
- ケース会議(フロア会議)
- 権利擁護委員会

- 広報委員会
- QOL(生活の質)向上委員会[住環境・食事・事故/ヒヤリ・研修担当]
- 苦情処理委員会
- 個人情報管理委員会
- 第三者委員会
- 生活班会議
- 日中課題班会議
- 活動事業会議